
医療福祉学研究科

提出された修士及び博士の学位申請論文は、本学学位規程に従い以下の審査体制および基準に従って審査する。特定の課題についての研究の成果の審査については、これを準用する。

■ 学位論文の審査体制および審査方法

1. 審査体制

- 1-1. 研究科会議は学位論文が審査に付されたときは審査委員会を設置する。審査委員会は3名以上の委員をもって組織し、学位論文審査および試験を委託する。
- 1-2. 審査委員会は主査（主任審査員）1名、副査2名以上を置くものとする。主査および副査は当該論文内容の専門分野と関係深い学術領域に精通した、当該研究科の教員より選任する。
- 1-3. 研究科会議が審査のために必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員または教員であった者に学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。あるいは他の大学院又は研究所などの教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

2. 審査の方法

- 2-1. 論文の査読のほかに、審査委員会での面接試験（口頭試問）を行う。
- 2-2. 論文の内容の評価、審査委員会での発表内容、質疑応答をもとに評価をおこなう。
- 2-3. 審査は合議により行い、審査委員会は審査の結果および評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科会議に提出する。

【修士課程】

A. 修士論文

■ 論文評価基準

1. 修士論文はディプロマ・ポリシーが求める、当該分野においての研究者・教育者・専門職業人としての基本的な知識および技能を獲得したことを示す学術的価値のある内容である必要がある。
2. 修士論文は専門領域の中で、どのような位置付けがなされているかを十分に自覚しており、研究領域の中で共有される意義のある公益性を示唆するものでなければならない。
3. 修士論文は、研究テーマが当該分野において専門職業人として将来優れた貢献をなす可能性を示唆し、それに必要な論証性を有するものでなくてはならない。

4. 修士論文は研究者の倫理規範に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならず、申請者以外の権利を不当に侵害してはならない。

■ 論文審査基準

修士論文は原則として別に定める作成要領及び次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 論文の題目が選択されたテーマと一致して適切であること。
2. 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。特に先行研究を着実に踏まえて研究を設定していること。
3. 研究における倫理的配慮に関する必要な配慮や情報が記載されていること。
4. 研究方法が詳細に記述されており、目的に沿った方法であること。
5. 研究目的と方法に従って研究成果が的確に収集されており、結果が図表などを用いて適切に提示されていること。
6. 結果の分析と解釈が的確に行われており、考察が結果の適切な解釈に基づいて行われていること。
7. 結果や結論が目的に対応して適切に導き出されており、論旨展開に一貫性が見られること。
8. 結果に新規性があり、医療福祉の分野において有用性があること。
9. 引用文献が適切に用いられていること。
10. 全体にわたり適切な文章表現が用いられており、適切な構成と完結性を有すること。

B. 特定課題研究成果

■ 特定課題研究成果評価基準

特定課題研究は主として研究分野の実践経験あるいは実践的または理論的内容に基づいた研究であり、その研究成果は従来型の論文に比べ、直面する問題に対して現実的な解決策を構築して技術・知識の発展につながる内容である。

特定課題研究は次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 研究成果の題目が選択されたテーマと一致して適切であること。
2. 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。特に先行研究を着実に踏まえて研究を設定していること。
3. 研究における倫理的配慮に関する必要な配慮や情報が記載されていること。
4. 課題に適合する適切な研究方法や調査方法を選択し、関連情報を正確に把握していること。
5. 特定課題研究成果の記述（本文、図表、引用など）が適切であり、妥当な結論を導く論理構成になっていること。

6. 特定課題研究の成果の独自性を有していること。
7. 研究成果が問題点的的確な状況把握を示し、実践的問題解決能力の向上につながること。

【博士課程】

■ 論文評価基準

1. 博士論文はディプロマ・ポリシーが求める、当該分野においての研究者・教育者・専門職業人として卓越した専門領域における学識、能力、資質を獲得したことを適確に示す学術的内容である必要がある。
2. 博士論文は専門領域の中で、どのような位置付けがなされているかを十分に自覚しており、研究領域の中で共有される意義のある公益性を示唆するものでなければならない。
3. 博士論文は、専門分野において国際水準での、高い独創性を示し学術研究の発展に貢献をなす十分な学術的価値を有する内容である必要がある。
4. 博士論文は研究者の倫理規範に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない、申請者以外の権利を不当に侵害してはならない。

■ 論文審査基準

博士論文は原則として別に定める作成要領次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 論文の題目が選択されたテーマと一致して適切であること。
2. 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。特に先行研究を着実に踏まえて研究を設定しており、かつ高い新規性・独創性を有するものであること。
3. 研究における倫理的配慮に関する必要な配慮や情報が記載されていること。
4. 研究方法やプロセスに関して詳細に記述されており、目的に沿った方法であること。
5. 研究目的と方法に従って研究成果が的確に収集されており、結果が図表などを用いて適切に提示されていること。
6. 結果の分析と解釈が的確に行われており、考察が結果の適切な解釈に基づいて行われていること。
7. 結果や結論が目的に対応して適切に導き出されており、論旨展開に一貫性が見られること。
8. 結果に新規性があり、医療福祉の分野において普遍性および有用性があること。
9. 引用文献が適切に用いられていること。
10. 全体にわたり適切な文章表現が用いられており、高いレベルで適切な構成と完結性を有すること。

提出された博士の学位申請論文は、本学学位規程に従い以下の審査体制および基準に従って審査する。

■ 学位論文の審査体制および審査方法

1. 審査体制

1-1. 研究科会議は学位論文が審査に付されたときは審査委員会を設置する。審査委員会は3名以上の委員をもって組織し、学位論文審査および試験を委託する。

1-2. 審査委員会は主査（主任審査員）1名、副査2名以上を置くものとする。主査および副査は当該論文内容の専門分野と関係深い学術領域に精通した、当該研究科の教員より選任する。

1-3. 研究科会議が審査のために必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員または教員であった者に学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。あるいは他の大学院又は研究所などの教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

2. 審査の方法

2-1. 論文の査読のほかに、審査委員会での面接試験（口頭試問）を行う。

2-2. 論文の内容の評価、審査委員会での発表内容、質疑応答をもとに評価をおこなう。

2-3. 審査は合議により行い、審査委員会は審査の結果および評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科会議に提出する。

■ 論文評価基準

1. 博士論文はディプロマ・ポリシーが求める、当該分野における薬学研究者、教育者あるいは高度専門医療人としての卓越した学識、能力、資質を発揮できることを、明確に示す質の高い薬学研究内容である必要がある。

2. 博士論文は、薬学専門分野においてリーダーシップを発揮できる国際的なレベルでの高い独創性を示し、学術研究の発展に貢献をなす学問的将来性と十分な学術的価値を有する内容である必要がある。

3. 博士論文は専門領域の中で、どのような位置付けがなされているかが明確に示され、科学的思考力を基に薬学研究者あるいは高度専門医療人としての社会に有意義な活動を行える意義のある公益性を有していなければならない。

4. 博士論文は、薬学研究者あるいは高度専門医療人としての強い使命感、倫理観に基づき施行され、倫理規範に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならず、申請者以外の権利を不当に侵害してはならない。

■ 論文審査基準

博士論文は原則として別に定める作成要領次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 論文の題目が選択されたテーマと一致して内容を適切に表現していること。
2. 研究課題の科学的重要性や背景などにつき適切に論述されていること。特に関連領域に関する先行研究を引用しつつ研究の意義が明確に論述されていること。
3. 研究背景を踏まえ研究の目的が明確に設定されていること。特に研究の新規性や独創性に関して明確にされていること。
4. 研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること。
5. 研究方法やデータ解析方法が正確に詳述されており、目的に沿った方法であること。研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること。
6. 研究目的と方法に従ってデータが的確に収集されており、成績が図表などを用いて適切に示されていること。
7. データの分析と解釈を正確かつ詳細に記載しており、考案が成績の適切な解釈に基づいて行われていること。
8. 結果や結論が目的に対応して適切に導き出されており、論旨展開に一貫性が見られること。本研究によって何が明らかになったかを論理的に論述しており、その学術的価値が明確に示されていること。
9. 引用文献が適切に用いられていること。
10. 全体にわたり適切な文章表現が用いられており、適切な構成と完結性を有すること。

提出された修士の学位申請論文は、本学学位規程に従い以下の審査体制および基準に従って審査する。

■ 学位論文の審査体制および審査方法

1. 審査体制

1-1. 研究科会議は学位論文が審査に付されたときは審査委員会を設置する。審査委員会は3名以上の委員をもって組織し、学位論文審査および試験を委託する。

1-2. 審査委員会は主査（主任審査員）1名、副査2名以上を置くものとする。主査および副査は当該論文内容の専門分野と関係深い学術領域に精通した、当該研究科の教員より選任する。

1-3. 研究科会議が審査のために必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員または教員であった者に学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。あるいは他の大学院又は研究所などの教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

2. 審査の方法

2-1. 論文の査読のほかに、審査委員会での面接試験（口頭試問）を行う。

2-2. 論文の内容の評価、審査委員会での発表内容、質疑応答をもとに評価をおこなう。

2-3. 審査は合議により行い、審査委員会は審査の結果および評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科会議に提出する。

■ 論文評価基準

1. 修士論文はディプロマ・ポリシーが求める、当該分野においての薬学研究者、教育者あるいは高度専門医療人としての基本的な知識、技能およびその応用能力を獲得したことを示す学術的価値を有する内容である必要がある。

2. 修士論文は、研究テーマが当該分野において専門医療人としての優れた貢献をなす可能性を示唆し、それに必要な論証性を有する意義あるものでなくてはならない。

3. 修士論文は専門領域の中で、どのような位置付けがなされているかが明確に示され、薬学研究者あるいは高度専門医療人として社会に有意義な活動を行える可能性を備えることを示さなければならない。

4. 修士論文は、薬学研究者あるいは高度専門医療人としての強い使命感、倫理観に基づき施行され、倫理規範に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならず、申請者以外の権利を不当に侵害してはならない。

■ 審査基準

修士論文は原則として別に定める作成要領次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 論文の題目が選択されたテーマと一致して内容を適切に説明していること。
2. 研究の背景が適切に記述され、研究目的が明確に記載されていること。特に関連の先行研究を適切に引用して設定していること。
3. 研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること。
4. 研究方法が詳細に記述されており、目的に沿った方法であること。研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること。
5. 研究目的と方法に従ってデータが的確に収集されており、成績が図表などを用いて適切に示されていること。修士課程在籍中に得られた関連する研究結果を詳細に記載していること。
6. データの分析と解釈を正確かつ詳細に記載しており、考案が成績の適切な解釈に基づいて行われていること。
7. 結果や結論が目的に対応して適切に導き出されているおり、論旨展開に一貫性が見られること。本研究によって何が明らかになったかを論理的に論述していること。
8. 引用文献が適切に用いられていること。
9. 全体にわたり適切な文章表現が用いられており、適切な構成と完結性を有すること。

提出された修士及び博士の学位申請論文は、本学学位規程に従い以下の審査体制および基準に従って審査する。特定の課題についての研究の成果の審査については、これを準用する。

■ 学位論文の審査体制および審査方法

1. 審査体制

1-1. 研究科会議は学位論文が審査に付されたときは審査委員会を設置する。審査委員会は3名以上の委員をもって組織し、学位論文審査および試験を委託する。

1-2. 審査委員会は主査（主任審査員）1名、副査2名以上を置くものとする。主査および副査は当該論文内容の専門分野と関係深い学術領域に精通した、当該研究科の教員より選任する。

1-3. 研究科会議が審査のために必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、本学の教員または教員であった者に学位論文の審査及び試験の審査員に委嘱することができる。あるいは他の大学院又は研究所などの教員等に学位論文の審査を委嘱することができる。

2. 審査の方法

2-1. 論文の査読のほかに、審査委員会での面接試験（口頭試問）を行う。

2-2. 論文の内容の評価、審査委員会での発表内容、質疑応答をもとに評価をおこなう。

2-3. 審査は合議により行い、審査委員会は審査の結果および評価に関する意見を記載した審査報告書を研究科会議に提出する。

【修士課程】

A. 修士論文

■ 論文評価基準

1. 修士論文はディプロマ・ポリシーが求める、当該分野においての医学研究者、教育者あるいは高度専門職業人としての基本的な知識、技能およびその応用能力を獲得したことを示す学術的価値を有する内容である必要がある。

2. 修士論文は、研究テーマが当該分野において専門医療人としての優れた貢献をなす可能性を示唆し、それに必要な論証性を有する意義あるものでなくてはならない。

3. 修士論文は専門領域の中で、どのような位置付けがなされているかが明確に示され、医学研究者あるいは高度専門職業人としての社会に有意義な活動を行える可能性を備えることを示さなければならない。

4. 修士論文は、医学研究者あるいは高度専門職業人としての強い使命感、倫理観に基づき施行

され、倫理規範に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならず、申請者以外の権利を不当に侵害してはならない。

5. 修士学位論文の作成要領については別に定める。

■ 論文審査基準

修士論文は、原則として別に定める作成要領及び次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 論文の題目が選択されたテーマと一致して内容を適切に説明していること。
2. 研究の背景が適切に記述され、研究目的が明確に記載されていること。特に関連の先行研究を適切に引用して設定していること。
3. 研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること。
4. 研究方法が詳細に記述されており、目的に沿った方法であること。研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること。
5. 研究目的と方法に従って研究成果が的確に収集されており、結果が図表などを用いて適切に示されていること。修士課程在籍中に得られた関連する研究結果を詳細に記載していること。
6. 結果の分析と解釈を正確かつ詳細に記載しており、考案が結果の適切な解釈に基づいて行われていること。
7. 結果や結論が目的に対応して適切に導き出されているおり、論旨展開に一貫性が見られること。本研究によって何が明らかになったかを論理的に論述していること。
8. 結果に新規性があり、医学の分野において普遍性および有用性があること。
9. 引用文献が適切に用いられていること。
10. 全体にわたり適切な文章表現が用いられており、適切な構成と完結性を有すること。

B. 特定課題研究成果

■ 特定課題研究成果評価基準

特定課題研究は主として研究分野の実践経験あるいは実践的または理論的内容に基づいた研究であり、その研究成果は従来型の論文に比べ、直面する問題に対して現実的な解決策を構築して技術・知識の発展につながる内容である。

特定課題研究は次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 研究成果の題目が選択されたテーマと一致して適切であること。
2. 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。特に先行研究を着実に踏まえて研究を設定していること。
3. 研究における倫理的配慮に関する必要な配慮や情報が記載されていること。

4. 課題に適合する適切な研究方法や調査方法を選択し、関連情報を正確に把握していること。
5. 特定課題研究成果の記述（本文、図表、引用など）が適切であり、妥当な結論を導く論理構成になっていること。
6. 特定課題研究の成果の独自性を有していること。
7. 研究成果が問題点の的確な状況把握を示し、実践的問題解決能力の向上につながること。

【博士課程】

■ 論文評価基準

1. 博士論文はディプロマ・ポリシーが求める、当該分野においての医学研究者、教育者あるいは高度専門医療人としての卓越した学識、能力、資質を発揮できることを、明確に示す質の高い医学研究内容である必要がある。
2. 博士論文は、医学専門分野においてリーダーシップを発揮できる国際的なレベルでの高い独創性を示し、学術研究の発展に貢献をなす学問的将来性と十分な学術的価値を有する内容である必要がある。
3. 博士論文は専門領域の中で、どのような位置付けがなされているかが明確に示され、科学的思考力を基に医学研究者あるいは高度専門医療人としての社会に有意義な活動を行える意義のある公益性を有していなければならない。
4. 博士論文は、医学研究者あるいは高度専門医療人としての強い使命感、倫理観に基づき施行され、倫理規範に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならず、申請者以外の権利を不当に侵害してはならない。

■ 論文審査基準

博士論文は原則として別に定める作成要領及び次の要件を満たす構成と内容とする。ただし、審査にあたり審査項目内容の選択と追加については、審査委員会に一任される。

1. 論文の題目が選択されたテーマと一致して内容を適切に表現していること。
2. 研究課題の科学的重要性や背景などにつき適切に論述されていること。特に関連領域に関する先行研究を引用しつつ研究の意義が明確に論述されていること。
3. 研究背景を踏まえ研究の目的が明確に設定されていること。特に研究の新規性や独創性に関して明確にされていること。
4. 研究の内容は、研究倫理や関連する法令を遵守していること
5. 研究方法やデータ解析方法が正確に詳述されており、目的に沿った方法であること。研究結果を再現できるだけの具体的な情報を含んでいること。
6. 研究目的と方法に従って研究成果が的確に収集されており、データが図表などを用いて適切に示されていること。
7. データの分析と解釈を正確かつ詳細に記載しており、考案が結果の適切な解釈に基づいて行

われていること。

8. 結果や結論が目的に対応して適切に導き出されており、論旨展開に一貫性が見られること。
本研究によって何が明らかになったかを論理的に論述しており、その明確に示されていること。
9. 結果に新規性があり、医学の分野において普遍性および有用性があること。
10. 引用文献が適切に用いられていること。
11. 全体にわたり適切な文章表現が用いられており、高いレベルで適切な構成と完結性を有すること。